

# 4月に医療保険制度が 一部改正になりました



だれもが安心して医療が受けられるように  
医療保険制度の改革が進められています

## 健康保険の医療費3割負担に 外来薬剤費の一部負担は廃止

わたしたちが将来にわたって安心して医療が受けられるようにするため、医療保険制度の改革が進められています。昨年十月に行われた国民健康保険や老人保健の改正に続き、四月一日には健康保険（共済組合や健康保険組合など）の医療費自己負担割合も改正。これに伴い、退職者医療制度の自己負担割合なども変わりました。ここでは、制度の主な改正内容について紹介します。

### 退職者医療制度の 自己負担が3割に

四月から健康保険（共済組合など）に加入している人の窓口負担が三割になりました。

これまでの医療保険制度では、三歳から六十九歳までの人の窓口での自己負担割合は、国民健康保険は三割、健康保険は本人と家族入院が二割、家族外来が三割となっていました。今回の改正で国民健康保険と健康保険の自己負担割合がすべて三割に統一されたことに伴い、会社などを退職して年金（厚生年金など）を受けている人とその扶養者が対象となる「退職者医療制度」による自己負担割合も三割

に改正されました。ただし、同制度の七十歳以上の人はこれまでどおり一割負担（一定以上の所得者は二割）となります。

現在、使用している「退職被保険者証」は、有効期限の平成十五年九月三十日までそのまま使えます。医療機関などで受診するときは、現在使っている保険証を窓口で提示し、医療費の三割（七十歳以上の人は一割または二割）を負担していただくこととなります。なお、新しい負担割合が記載された保険証は、例年どおり十月に更新します。

### 高額療養費の自己 負担限度額も改正

七十歳未満の人が医療機関に支払う窓口負担の一カ月の限度額（自己負担限度額）が下表のとおり改正されました。総医療費が上位所得者で四十六万六千円、一般で二十四万一千円をそれぞれ超えた場合、その超過分の一％を定額（上位所得者十三万九千八百円、一般七万二千三百

### ◆70歳未満の人の自己負担限度額

区分	改 定 前	改 定 後
上 位 所 得 者	139,800円+(699,000円を超えた医療費の1%) [77,700円]	139,800円+(466,000円を超えた医療費の1%) [据え置き]
一 般	72,300円+(361,500円を超えた医療費の1%) [40,200円]	72,300円+(241,000円を超えた医療費の1%) [据え置き]
町民税非課税世帯	35,400円[24,600円]	据え置き

※〔 〕内は、4回目以降の自己負担限度額です。

（百円）に加算した額が限度額になります。

また、これまで外来（在宅医療を含みます）で薬剤を処方してもらった場合には、薬の種類や投与日数により、一定の額を別途負担していました。今回の改正で、七十歳未満の患者の負担軽減策として、外来薬剤にかかる一部負担が廃止されました。医療制度について詳しくは、役場町民課（☎八二一三一一一内線二二四）へお尋ねください。